

令和7年度 伊達市立認定こども園 (1号認定)園児募集要項



伊達市「だってちゃん」

伊達市こども未来課 〔 梁川認定こども園・月舘認定こども園 〕

- ◇ 2・3号認定（保育認定）での申込については、『令和7年度伊達市保育所等利用のしおり』をご覧ください。
- ◇ 伊達市立幼稚園に関することは、こども未来課へお問い合わせください。

伊達市立認定こども園

園名	梁川認定こども園	月館認定こども園
園舎		
電話番号	577-0311	572-2331
住 所	梁川町字山城館 7-1	月館町月館字関ノ下 8-2
在園児数 (R6.9.1 時点)	118 名（うち 1 号認定児 25 名）	28 名（うち 1 号認定児 4 名）
定員	3 歳	60 名（うち 1 号認定児 30 名）
	4 歳	60 名（うち 1 号認定児 30 名）
	5 歳	60 名（うち 1 号認定児 30 名）
対象地区	伊達市内全域 ただし、梁川小学校区の児童を優先する。	伊達市内全域 ただし、月館地域の児童を優先する。
登園時間	8：15～8：45	8：15～8：30
教育時間	8：15～13：30	8：15～13：30
降園時間	13：20～13：40	13：30

- 教育時間前後や土曜・長期休業期間に預かり保育を実施しています。

1 園の一日

1号認定児の基本的な流れを掲載しています。園により実施時間・内容が少し異なります。

	7:00	8:15	12:00	13:30	19:00
認定こども園	預かり保育	登園	教育時間 (昼食)	降園・預かり保育	

2 申込対象児について

下記生年月日の児童です。

クラス	生年月日	利用施設
3歳児	令和 3年(2021年)4月2日から令和 4年(2022年)4月1日	認定こども園
4歳児	令和 2年(2020年)4月2日から令和 3年(2021年)4月1日	
5歳児	平成31年(2019年)4月2日から令和 2年(2020年)4月1日	

3 申込方法について

通園を希望する認定こども園で申込書類を受け取り、園に提出してください。

申込書類提出の際に、お子さんの心身の発達状態を確認するため、園にて面接を実施します。(園と日程調整が必要です。)

申込書類配付開始：令和 6年 10月 1日(火) から
当初申込受付期間：令和 6年 10月 7日(月)～25日(金)

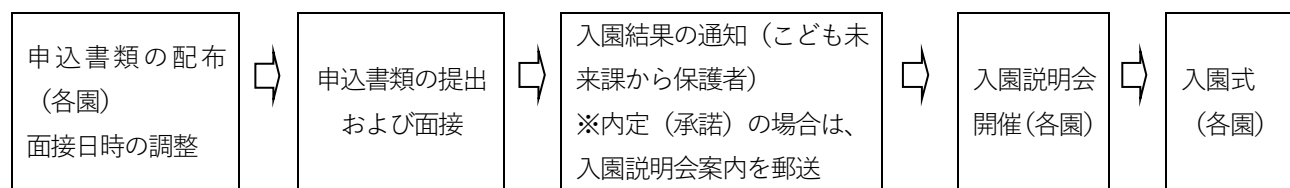
なお、園行事等のため、上記期間中に受付できない日がありますので、ご注意ください。

【対象園・対象日】

梁川認定こども園 10月12日(土)

月舘認定こども園 10月12日(土)、10月19日(土)

4 申込みから入園までの流れについて



- 当初申込期間の申込者数が受入可能人数を超過した場合は、①当該園所在地区の児童、②兄弟が在園している児童の順番で選考となります。

5 保育料について

1号認定の通常保育料は、令和元年10月から無償化されました。

6 実費徴収について

各園で給食費などの実費徴収があります。納入方法は、各園の指示に従ってください。

▽実費徴収（園によって金額は異なります。）

用品代	入園時 6,000 円～10,000 円程度	制服代	入園時 4,000 円程度
給食費※	月額 3,000 円～4,000 円程度	P T A 会費	月額 500 円程度
教材費・行事費等	月額 400 円～1,000 円程度	アルバム代	園により異なります

※年収 360 万円未満相当世帯のお子さん、第 3 子（小学校 3 年生までの範囲内における生計を同一にする子どものうち、年長者から数えて 3 人目のお子さん）以降のお子さんについては、副食（おかず）の費用が免除されます。（土曜日・長期休業期間の預かり保育における副食（おかず）の費用は対象外です。）

7 預かり保育について

- 子育てと就労の両立を支援するため、教育時間の開始前と終了後に預かり保育を実施しています。ただし、日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は行いません。
- 利用形態は、恒常的に利用する『通常預かり保育』と臨時的に利用する『臨時預かり保育』があります。
- 通常（夕方・早朝）預かり保育の利用申込み（利用時間の変更や辞退含む）は、その都度利用月の前月末日までに利用申込書や辞退届を園に提出してください。
- 昼寝用布団等は、各自用意してください。

8 預かり保育料について

利用形態	時間帯	預かり保育料
早朝預かり（通常・臨時）	7：00～8：15 ※平日、土曜・長期休業等の区別なし	日額 100 円
夕方預かり（通常・臨時）	13：30～19：00 ※土曜・長期休業等 8：15～19：00	日額 450 円

- 預かり保育料は、利用月終了後に納付書を発行しますので、納付期限までにお支払いください。
- 「施設等利用給付認定（新 2 号認定）」を受けている子どもの利用料は、利用日数×450 円分（月額上限 11,300 円）まで無償化となります。その額を超えた分は別途納付いただきます。
- 保育料の他に、活動費（通常利用：月額 2,000 円、臨時利用：日額 100 円）をお支払いいただきます。

9 施設等利用給付認定(新2号認定)

「保育を必要とする事由」に該当する場合、申請をすることで「施設等利用給付認定（新 2 号認定）」を受けることができます。

詳しくは「令和 7 年度預かり保育料無償化のための申請手続きについて」をご覧ください。

10 その他

支援を必要とする児童が在籍する園には、市特別支援介助員配置基準に基づき、支援介助員を配置します。